

傍 聴 要 領

健康医療福祉部障害福祉課

「令和2年度滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例 地域アドボケーター・市町担当者合同研修会」を傍聴される方は、次の事項を遵守してください。

1 傍聴する場合の手続

- (1) 傍聴の定員は20名で、先着順とします。
- (2) 傍聴を希望される方は、事前申込の上、研修会の開始予定時刻までに会場で受付を行ってください。
- (3) 受付を行った方は、係員の指示に従って会場へ入場し、所定の席に着席してください。
- (4) 傍聴に配慮が必要な方は事前申込時に併せてご連絡ください。

2 傍聴する際の遵守事項

研修会の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 研修会の開催中は、静かに傍聴すること。拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないこと。
- (2) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (3) 当課が認めた場合以外は、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。
- (4) その他会場の秩序を乱したり、研修会の支障となる行為をしないこと。

3 研修会の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従ってください。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただくことがあります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。